

処 分 基 準

令和 7 年 3 月 10 日 作成

法 令 名：行商従業者証等の承認に関する規程
根 拠 条 項：第 7 条
処 分 の 概 要：行商従業者証等の様式の承認の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 行商従業者証等の承認に関する規程第 1 条（承認を受けることができる団体）、第 5 条（資料の提出）、第 6 条（作成・交付事業の廃止の届出）
処 分 基 準： 行商従業者証等の承認に関する規程第 7 条各号に該当する場合、以下のようなとき等を除き、承認を取り消すこととする。 1 次のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、速やかに是正回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき（同条第 1 号）。 ・ 法人の責めに帰すことができない事由により法人の役員が古物営業法第 4 条第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 2 資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出しようとしているとき（同条第 2 号）。 3 資料を届け出なかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を届け出ることができ、現に届け出ようとしているとき（同条第 3 号）。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部生活安全部生活安全企画課（TEL 017-723-4211）
備 考：